

ほ場水管理システム「WATARAS」データ取扱い約款

第1条（目的）

ほ場水管理システム「WATARAS」データ取扱い約款は、ユーザーによる WATARAS サービスの利用に際し、弊社がユーザーより受領する情報、データ及び／又は画像等に関する利用条件、権利・義務等を明確に規定することをその目的とします。なお、当該データ等のうち、WATARAS 個人情報に該当するものについては、ほ場水管理システム「WATARAS」サービス利用約款（以下「サービス利用約款」といいます。）第14条（個人情報の取扱い）の規定に従うものとします。

第2条（定義）

- ① WATARAS サービス：サービス利用約款第2条に記載されたもの。
- ② 当初データ：WATARAS サービスに基づいて、弊社がユーザーから受領する情報、データ及び／又は画像で別紙1に規定されたもの。
- ③ 営農データ：別紙1の「営農データ」に定義されるもの。
- ④ 稼働データ：別紙1の「稼働データ」に定義されるもの。
- ⑤ 加工等：当初データを弊社（親会社及びその連結子会社を含む）によって、加工（AI 学習用の整形・加工も含む）、分析、編集、統合等すること。
- ⑥ 派生データ：当初データを加工等することによって新たに生じたデータ又はデータ群で別紙1に規定されたもの。
- ⑦ WATARAS 関連情報：(1)WATARAS サービスの申込みに伴い弊社が取得した情報（例えば、ユーザー名（法人名、団体名、代表者名）、住所、電話番号、メールアドレス、農業機械情報（台数、型式、年式等）等、申込みに際して弊社が取得した一切の情報）、及び(2)その他、WATARAS サービスに関連して得た情報（SIM 固有 ID、端末機番等の情報を含む）
- ⑧ WATARAS 個人情報：WATARAS サービスの利用に伴い弊社が入手する「当初データ」・「WATARAS 関連情報」のうち、個人情報に該当する情報
- ⑨ クボタ農機販売：弊社の親会社クボタのコーポレートサイト及びその更新サイト (<https://agriculture.kubota.co.jp/dealeritiran/>) に記載のクボタ農機の販売会社

第3条（当初データの取得）

弊社は、別紙2に記載の手法、その他ユーザーとの間で合意した方法により、当初データを取得するものとし、偽りその他不正な手段により当初データを取得しないものとします。

第4条（当初データ〈営農データ〉の弊社の利用権限）

弊社（親会社、その連結子会社及びクボタ農機販売を含む）は、以下の利用目的（以下「本目的」といいます。）を達成するために必要な範囲内で、別紙3に示すように、受領した営農データを自己利用し、また、第三者に開示、譲渡及び利用許諾等することができるものとします。

- ① ユーザーに対する WATARAS サービスの提供及び WATARAS サービスの改良・開発
 - ② ユーザーが設定した水位、水温、開度等の水管理におけるデータ（画像・位置データを含む）と気温、降水量等の気象予報データの関係性の分析、サービスの提供及び事業展開
 - ③ IoT 製品を含む製品開発、サービスの提供及び事業展開
 - ④ ユーザーによる利用機械の稼働状況のご案内、メンテナンスの案内及びメンテナンスへの活用
 - ⑤ WATARAS サービスや利用機械の利用実態、収穫された作物等について、統計的分析及び市場動向分析の実施
 - ⑥ 官公庁等の事業者が行う省力化、収量、品質等の導入効果の確認に関する実証実験
 - ⑦ お買い得情報、セール・行事、新商品のご案内、広告等の実施
 - ⑧ WATARAS サービスに関するユーザーとの連絡
 - ⑨ その他、農業又はこれに関連する事業全体の発展に寄与する研究開発及び実証実験、ユーザーが運営する農業関連事業の生産性向上のための分析等
2. 弊社（親会社、その連結子会社及びクボタ農機販売を含む）は、本約款に定める利用権限を超えて、営農データを利用及び／又は処分等してはならないものとします。

第 5 条（当初データ〈稼働データ〉の弊社の利用権限）

弊社（親会社、その連結子会社及びクボタ農機販売を含む）は、別紙 3 に示すように、利用目的による制限なく、受領した稼働データを自己利用し、また、第三者に開示、譲渡及び利用許諾等することができるものとします。

2. 弊社（親会社、その連結子会社及びクボタ農機販売を含む）は、本約款に定める利用権限を超えて、稼働データを利用及び／又は処分等してはならないものとします。

第 6 条（当初データ〈営農データ・稼働データ〉のユーザーの利用権限）

ユーザーは、別紙 3 に示すように、自己が提供した当初データを、自己利用し、また、第三者に開示、譲渡及び利用許諾等することができるものとします。ただし、当初データのうち稼働データについては、別紙 3 に示すように、ユーザーは、弊社の事前同意無くして、データの内容の訂正、追加、削除、加工、改変等及び、第三者（IT ベンダーを含む）に開示、譲渡及び利用許諾等する権限を有しないものとします。

2. ユーザーが、前項に基づき、自己が提供した当初データの利用（第三者への開示・譲渡又は利用許諾を含む）等を望む場合には、別途弊社で定める申込書式に必要事項を記入の上、弊社に申請をするものとします。弊社は、その利用が利用権限を逸脱している、又は弊社（親会社、その連結子会社及びクボタ農機販売を含む）の営業秘密等を侵害する等の特段の事情（専ら内部的に品質保持や修理を行うための専門的な技術データで提供がむしろ混乱を与える場合を含む）がない限り、当該ユーザーに対して、申請された当初データを提供しなければならないものとします。ただし、ユーザーに対する当初データの提供に費用を要する場合には、弊社は別途定める手数料をユーザーに請求することができるものとします。
3. ユーザーは、本約款に定める利用権限を超えて、当初データを利用及び／又は処分等してはならないものとします。

4. 当初データに関してユーザーが創出した知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない）がある場合には、当該知的財産権は当該ユーザーに帰属するものとします。ただし、当初データのうち、弊社及び第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではないものとします。

第7条（派生データの利用権限）

本約款で別段の規定がある場合及び当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データの利用権限は弊社のみが有するものとします。

2. 弊社は、ユーザーに対し、本契約期間中、無償で当該ユーザーが提供した当初データに基づく派生データを自己利用することを許諾するものとします。この場合、ユーザーは、弊社の事前同意無くして、派生データの内容の訂正、追加、削除、加工、改変等及び、第三者（ITベンダーを含む）に開示、譲渡及び利用許諾等する権限を有しないものとします。
3. ユーザーが派生データの利用を望む場合、別途定められた申込書式に必要事項を記載し、弊社に申請をするものとする。弊社は、その利用が利用権限を逸脱している、又は弊社（弊社連結子会社及びクボタ農機販売社を含む）の営業秘密等を侵害する等の特段の事情（専ら内部的に品質保持や修理を行うための専門的な技術データで提供がむしろ混乱を与える場合を含む）がない限り、ユーザーに対して、申請された派生データを提供しなければならないものとします。ただし、ユーザーに対する派生データの提供に費用を要する場合には、弊社は別途定める手数料をユーザーに請求することができるものとします。
4. 派生データの創出及びその利用に関して生じた知的財産権は、弊社のみ帰属するものとします。
5. 前項に関わらず、当事者間で別途書面による合意をすることで、派生データの利用に基づき生じた知的財産権をユーザーと弊社の共有とすることができるものとします。
6. 前2項の規定は、当初データ又は派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には適用がないものとします。

第8条（当初データ及び派生データの非保証）

ユーザー及び弊社は、それぞれ相手方に対し、相手方に対して提供する当初データ又は派生データ（以下「相手方提供データ」といいます。）の正確性、完全性、安全性、有効性（各利用目的への適合性）及び相手方提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことをいずれも保証しないものとします。

2. ユーザー及び弊社は、それぞれ相手方に対し、創出又は提供を予定していた相手方提供データが必ず創出又は提供されること、相手方提供データがそれぞれ相手方に継続的に提供されることをいずれも保証するものではないものとします。

第9条（利用権限の配分に対する対価）

ユーザー及び弊社は、第4条乃至第7条により、相手方に当初データ及び派生データの利用権限を配分することにつき、相手方に対して、譲渡費用、利用許諾に対する対価その他の対価を請求する権利を有しないものとします。

第 10 条（利用状況の報告）

ユーザーは、弊社に対し、弊社による当初データの利用が本約款の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとします。

2. 弊社は、ユーザーに対し、ユーザーによる派生データの利用が本約款の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとします。
3. ユーザーは、第 1 項又は前項に規定された報告に加え、より詳細な報告を求める場合、WATARAS サービスデスクに対して問い合わせをすることができるものとします。

【WATARAS サービスデスク】

株式会社クボタケミックス 東京本社 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-3-2 トルナーレ日本橋浜町3階 (TEL) 03-5695-3274 (FAX) 03-5695-3185 (メールアドレス) : kc_g.wataras.info@kubota.com
--

第 11 条（相手方受領データの管理）

ユーザー及び弊社は、相手方から受領するデータ（以下「相手方受領データ」という。）を他の情報又はデータと明確に区別し、自己のものを管理するのと同様の注意義務をもって管理・保管しなければならないものとします。

2. ユーザーは、相手方受領データの管理状況について合理的な疑義が生じた場合には、弊社に対していつでも書面による報告を求めることができるものとします。この場合において、相手方受領データの漏えい又は喪失のおそれがあるとユーザーが判断した場合、ユーザーは、弊社に対して当初データの管理方法・保管方法の是正を求めることができるものとします。
3. 前項の報告又は是正の要求がなされた場合、その要求を受けた弊社は速やかにこれに応じなければならないものとします。
4. ユーザー及び弊社は、相手方受領データを第三者に提供又は開示する場合には、当該第三者との間で適切な秘密保持契約を締結するなどして、当該第三者に対し、相手方受領データに関する適切な秘密保持と保管を履行させなければならないものとします。

第 12 条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）

弊社は、当初データの漏えい、喪失、別紙 3 に規定された利用権限を超える当初データの利用等の本約款に違反する当初データの利用（以下「当初データの漏えい等」という）を発見した場合、又は当初データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにユーザーにその旨を通知しなければならないものとします。

2. 弊社は、派生データの漏えい又は喪失（以下「派生データの漏えい等」という）を発見した場合、又は派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにユーザーにその旨を通知しなければならないものとします。

3. 弊社から派生データを受領したユーザーが、派生データの漏えい等を発見した場合、又は派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちに弊社にその旨を通知しなければならないものとします。
4. 本条第1項又は第2項に該当する場合、弊社は、自己の費用と責任において、当初データの漏えい等又は派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、当初データの漏えい等又は派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をユーザーに報告しなければならないものとします。
5. 漏えい又は喪失（以下これらを総称して「漏えい等」という）が発生し、又は漏えい等が発生した可能性のある当初データ又は派生データに個人データが含まれている場合には、漏えい等を生じさせたユーザー又は弊社は、直ちに相手方に対しその旨連絡するものとします。
6. ユーザー及び弊社は、相手方提供データに、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方に対してその旨を通知した上、相手方と協議及び協力して、当該第三者の許諾を得ること又は問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、相手方が相手方提供データの利用権限を行使できるよう努めるものとします。
7. ユーザーは、弊社が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備又は通信サービスの不備又は停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、その他弊社のコントロールの及ばない事象により当初データ等又は派生データが喪失又は毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自ら又は第三者に損害が発生した場合であっても、弊社に対していかなる損害賠償をも請求しないものとします。ただし、本条項は、データ漏えい等が発生したシステムを管理する弊社が、漏えい等が発覚した又は漏えい等が合理的に疑われる当初データ及び／又は派生データ等を管理するシステムに関し、我が国において、それと同種同等のシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティ及びバックアップ体制を備えていた場合（なお、弊社が、自らが管理するシステムの全部又は一部の運営・管理を第三者に委託していた場合や第三者のサービスを利用していた場合には、当該第三者に対する適切な監督を行っていたことを含む。）に適用されるものとします。
8. 弊社は、ユーザーが管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備又は通信サービスの不備又は停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、その他弊社のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失又は毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自ら又は第三者に損害が発生した場合であっても、ユーザーに対していかなる損害賠償をも請求しないものとします。

第13条（責任の制限等）

ユーザーは、弊社による当初データの利用に関連する、又は当初データの弊社の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権の弊社による利用に関連する一切の請求、損失、損害又は費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない）に関し責任を負わないものとします。

2. 弊社は、弊社による当初データの利用に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求

(以下「紛争等」という)が生じた場合、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決する。ユーザーは、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとします。

3. 弊社は、前項に定める紛争等に起因又は関連してユーザーが損害、損失又は費用(合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という)を被った場合(ただし、当該紛争等がユーザーの帰責事由に基づく場合を除く)、ユーザーに対して、当該損害等を填補するものとします。但し、弊社が負担する当該損害等の補填額は、他の損害賠償額と合算し、サービス利用約款第11条(損害賠償及び免責事項)第3項に規定した金額をもって上限とします。

第14条(当初データ・派生データの範囲の変更)

弊社は、本契約締結時にはその創出、取得又は収集を想定し得なかった、別紙1の記載内容に実質的な変更が生じるような新たなデータを創出、取得又は収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、本約款を修正することによって、ユーザーに対してその旨通知し、当初データ及び派生データの範囲を変更することができるものとします。

第15条(契約終了後の当初データ・派生データの取扱い)

サービス約款第20条乃至第23条のいずれかに基づき本契約が終了又は解約された場合には、弊社は、自らの判断により、WATARAS サービスに基づいて弊社が保有する相手方受領データの全部又は一部を削除することができます。但し、ユーザーの求めがあった場合、相手方受領データの全部又は一部を削除しなければなりません。当初データのうち稼働データとなるもの、派生データ及び派生データ内の当初データについては適用がないものとします。

第16条(約款の変更)

本約款の変更については、サービス利用約款第18条(利用約款の変更)に従います。

第17条(存続条項)

本約款に特段の規定がない限り、本契約終了後も、第4条乃至第6条(当初データ(営農データ・稼働データ)の弊社・会員の利用権限)、第7条(派生データの利用権限)、第8条(当初データ及び派生データの非保証)、第9条(利用権限の配分に対する対価)、第10条(利用状況の報告)、第11条(相手方受領データの管理)、第12条(データ漏えい等の場合の対応及び責任)、第13条(責任の制限等)、第15条(契約の終了後の当初データ・派生データの取扱い)の各規定は有効に存続するものとします。

別紙1 当初データおよび派生データの概要

	当初データ		派生データ
	営農データ	稼働データ	
データ概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当初データの内、WATARASサービスの利用に伴いユーザーによってパソコン、スマートフォンなどの情報機器を使用して入力された情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初データの内、WATARASサービスの利用に伴いWATARAS関連機器より取得される情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件サービス提供のために弊社（親会社及びその連結子会社）によって加工等された当初データ ・AI学習のために弊社（親会社及びその連結子会社を含む）によって整形・加工等された当初データ

別紙2 データ取得方法

	営農データ	稼働データ
データ取得方法	ユーザーが、WATARASサービスを利用する中で、パソコン、スマートフォンなどの情報機器を使用して入力することで取得	ユーザーがWATARAS関連機器を使用等する中で、同機に搭載された通信機器により、弊社が取得

別紙3 当初データおよびその利用権限

データの種類	データ概要	取得対象期間	ユーザーの利用権限	弊社（親会社、その連結子会社及びクボタ農機販売を含む）の利用権限
営農データ	<ul style="list-style-type: none"> ・当初データの内、WATARASサービスの利用に伴いユーザーによってパソコン、スマートフォンなどの情報機器を使用して入力された情報 	WATARASサービスに関する契約期間中に取得されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる。 ・第三者への開示・譲渡・利用許諾することができる。 	本目的の範囲内において、 <ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる。 ・第三者への開示・譲渡・利用許諾することができる。
稼働データ	<ul style="list-style-type: none"> ・当初データの内、WATARASサービスの利用に伴いWATARAS関連機器より取得される情報 		<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる（但し、無断改変等はできない）。 ・弊社の事前承諾無くして、第三者(ITベンダーを含む)への開示・譲渡・利用許諾することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる。 ・第三者への開示・譲渡・利用許諾することができる。

【本約款の改定履歴】

改定年月日	主な改定内容
2021年2月1日	「WATARAS」利用サービス約款の別冊として制定